

2021年2月25日
全国港湾20発第64号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)



21 春闘中央行動に関する指示

公文第56号(2月12日付)中央委員会の概要と当面の取組みに関する指示にもとづく21春闘中央行動について、24日開催の第7回常任中執会議で、21春闘(中央行動)の取組みについて、今日現在、緊急事態宣言下でもあり、コロナ対策の観点から規模の縮小がやむを得なしとして確認したので、各単組・地区港湾は以下の取組みを進めるよう指示する。

記

1. 中央行動の変更について

(1) 日時：2021年3月17日(水)13:30~18日(木)17:00

(2) 具体的な行動内容

① 3月17日(水)

・国土交通省 13:30~15:00

・厚生労働省 15:30~16:30 (終了後閉会集会)

② 3月18日(木)

・消防庁 11:00~12:00

・資源エネルギー庁 13:30~14:30

・外船協 13:30~14:30

・経済産業省 15:00~16:00

・日本貿易会 16:00~17:00

(3) 旅費・日当について、京浜地区については旅費のみとする。

2. 参加対象及び配置について

(1) 常任中執及び地区港湾代表(議長・委員長)とする。

緊急事態宣言が解除される見込みですが、都道府県を超える移動については、慎重な判断をお願いし、参加が困難な場合は率直に申し出てください。また、オブザーバーの参加はご遠慮願います。

(2) 申し入れ行動の詳細・配置については、3月4日(木)の実行委員会で決定します。

3. 政党関係への要請について、現在準備を進めているので、詳細が決まり次第連絡します。

(3月17日午前中を予定しています)

以上